

文教委員会議案説明資料

令和3年3月23日

件名	頁
(学校運営部)	
1 第48号議案 足立区育英資金条例の一部を改正する条例……………	2

(教 育 委 員 会)

第 4 8 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 3 月 2 3 日

件 名	足立区育英資金条例の一部を改正する条例
所 管 部 課 名	学校運営部学務課
内 容	<p>1 改正理由 令和 3 年 2 月 3 日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正されたことに伴い、育英資金条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容（P 3、新旧対照表を参照） 附則第 2 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区育英資金条例の規定は、令和 3 年 2 月 1 3 日から適用する。</p>
今後の方針	

足立区育英資金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、昭和31年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付)</p> <p>第2条 区長は、大学等で修学する者が<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により、学資金が不足し修学の継続が困難な状態に陥らないようにするため、別表第1に掲げる貸付金のほか、学資金の貸付を行うものとする。</u></p> <p>第3条～第9条 (省略)</p>	<p>○足立区育英資金条例 昭和31年3月3日条例第1号</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、昭和31年4月1日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症対策に係る貸付)</p> <p>第2条 区長は、大学等で修学する者が<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。))の影響により、学資金が不足し修学の継続が困難な状態に陥らないようにするため、別表第1に掲げる貸付金のほか、学資金の貸付を行うものとする。</u></p> <p>第3条～第9条 (省略)</p> <p>付則 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の足立区育英資金条例の規定は、令和3年2月13日から適用する。</p>